

練馬区内職案内

【内職をお探しの方】

経済課中小企業振興係(区役所本庁舎9階)

で、内職求人事業所の一覧を配布していますので、希望する事業所へ、ご自身でお問い合わせください。事業所を訪問する際は、必ず事前に電話で日時等の打ち合わせをしてください。

☆ 一覧は、経済課中小企業振興係にご連絡いただければ、郵送、FAX、Eメールでもお渡ししています。

【留意事項】

- ① 内職求人事業所一覧に掲載されている事業所でも、問い合わせた時点で求人をしていない場合があります。
- ② 正規の仕事をお持ちの方、妊娠・子育て中の方、勤務期間・時間に制限のある方などは、ご契約いただけない場合があります。

内職を行うに当たっては、区民の方自身と事業所との契約になります。あらかじめ事業所に内職条件(工賃の支払方法・納期・原材料の運搬方法など)の詳細を確認し、双方了承のもとにご契約ください。

【内職者を求めている事業者の方】

- ① 経済課中小企業振興係窓口(区役所本庁舎9階)で申請をしてください。
窓口にて求人票を記入のうえ、登記簿謄本・事業概要などを添えてご提出いただきます。
区で登録の決定手続きをいたしますので、後日結果をご連絡いたします。
- ② 登録後、内職希望者から直接お問い合わせがいきますので、内容・条件等を確認し、仕事を委託契約するか否か決めてください。なお、内職希望者から「就業証明書」を求められるケースもありますので、その発行の可否ついて、契約前にご説明願います。
- ③ 四半期ごとに、求人状況および契約実績等の調査をいたしますが、これによらず、登録内容等に変更が生じた際は、速やかに経済課中小企業振興係までご連絡ください。

仕事を委託契約するときは、工賃などでトラブルが起こらないよう、内職希望者とは文書で契約をしてください。また、条件を明確にするために「家内労働手帳」を内職希望者へお渡しください。

練馬区役所 産業経済部 経済課 中小企業振興係

<電話>03 (5984) 1483 <FAX>03 (5984) 1902

<Eメール> Keizai@city.nerima.tokyo.jp